

鳥取縣公報

規 則

○鳥取縣規則第三百三號

麻類販売業者登録手数料及びわら工品並びに除虫菊乾花卸売業者登録手数料徴收規則を次のように定める。

昭和廿四年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

麻類販売業者登録手数料及びわら工品並びに除虫菊乾花卸売業者登録手数料徴收規則

第一條 指定農林物資割当規則第三條の規定により販売業者の登録票の交付を受けた者並びに農産品配給規則

第二條第四條及び第六條第二項の規定により販売業者登録票の交付を受けた者は知事の發する納額告知書に

より左の各号による手数料を納めなければならない。

一、麻類販売業者登録手数料 五〇〇円

昭和二十四年十一月十一日 金 曜 日
第 二 千 六 十 二 号

本書ノ大キサハ定規格A五列

- 二、わら工品卸売業者登録手数料 五〇〇円
 - 三、わら工品小売業者登録手数料 二〇〇円
 - 四、除虫菊乾花卸売業者登録手数料 五〇〇円
- 前項の手数料は名義変更又は災害その他による再交付の場合にこれを徴收しない。
- 第二條 登録票の交付を受けた者が登録を取消されても既に交付された登録票の手料はこれを納入しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

訓 令

○鳥取縣訓令第十七号

地 方 事 務 所 長

00416

昭和二十三年十月鳥取縣訓令第二十三号鳥取縣林産物等
検査施行手続の一部を次のように改め公布の日から施行
する。

昭和二十四年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

附表二 検査簿及び検査成績簿中木炭検査簿及び木炭検査成績簿を次のように改める。

検査(点検)月日	銘柄	数量	検査	品等別数量		合計	市町村	丁目大字	氏名
				合格	不合格				

(以下省略)

- 注 意
- 1 点検の場合は品等別の記載を要しない。
 - 2 不合格品の場合は、銘柄の記載を要しない。
 - 3 数量は、疋を単位とすること。

合格・不合格	炭				炭				不合格	總計
	白	黒	炭	炭	炭	炭	炭	炭		

00417

告 示

注 意 数量は、疋を単位とすること。

(以下省略)

◇鳥取縣告示第六百二十号

農業災害補償法の一部改正に伴い同法第百十四條の規定に基く家畜加入義務決議をする場合の共済金額並びに共済掛金率賦課率等次のように定め公布の日から施行し昭和二十四年六月八日から適用する。但し家畜加入義務の決議をしない場合は鳥取縣告示第百六十四号による。

昭和二十四年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、共済金額並びに共済掛金率及び賦課率

共済目的	死亡費用共済金額	掛金率	賦課率	共済組合	掛金率
牛乳	15,000 円	2.1%	0.5%	縣農業共済町村農業組合	4.0%
牛	10,000 円	1.1%	0.3%	組合連合会共済組合	4.0%
乳用種牛	30,000 円	1.1%	0.3%		4.0%

役肉種牛 30,000 1.0 0.5 0.3 1.8

その他の牛 15,000 0.4 0.3 0.1 1.1

馬種雄馬 50,000 1.1 0.4 0.1 1.8

雌馬 30,000 0.9 0.4 0.1 1.4

その他の馬 10,000 0.8 0.4 0.1 1.6

◇鳥取縣告示第六百二十一号

農業災害補償法第百十四條の規定に基く家畜生産共済金額基準を次のように定め公布の日から施行し昭和二十四年六月八日から適用する。

昭和二十四年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、生産共済金額基準

共済目的	共済金額	母畜の評価額	掛金率
牛	30,000 円	110,000 円以上	1.25%
			7.5%

五、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上	三七五円
八、〇〇〇	五〇、〇〇〇円以上	六〇〇
一〇、〇〇〇	六三、〇〇〇円以上	七五〇
馬三、〇〇〇	二〇、〇〇〇円以上	三六〇
五、〇〇〇	三二、〇〇〇円以上	六〇〇
八、〇〇〇	五〇、〇〇〇円以上	九六〇
一〇、〇〇〇	六三、〇〇〇円以上	一、二〇〇

鳥取縣告示第六百二十二号

農地調整法第十七條同法施行規則第四十條の規定による
証票を次のように交付並びに返納した。

昭和二十四年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番号	職 名	氏名	交付返納別	年月日
第五八号	鳥取縣技術吏員	中島 実	交付	昭和二十四年十月二十五日
第五九号	同	椋 貞男	同	同
第六〇号	同事務吏員	竹内勉	同	同

第九号	鳥取縣技術吏員	竹内 勉	返納	同
第二三号	同事務吏員	西尾鉄三	同	同
第五四号	同技術吏員	手島武治	同	同十一月七日

鳥取縣告示第六百二十三号

肥料製造營業廢止及び肥料製造營業者死亡届出により次
の者の肥料製造營業免許を取消した。

昭和二十四年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

營業廢止の分

東伯郡中北條村江北	森 下 重 一
同	池 田 甚 一
岩美郡大岩村大谷六二四	奥 田 勇
東伯郡淺津村南谷	池 原 重 幸
同榮村上種二五七	村 岡 幸 一
營業者死亡の分	西 山 与 平
岩美郡田後村才谷	

鳥取縣告示第六百二十四号

肥料取締法第二條の規定により次のものに昭和二十四年
十一月十一日肥料製造營業を免許した。

昭和二十四年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

鳥取市西品治二二二ノ一	富桑農業協同組合
米子市天神町一丁目六七	穂 尾 行 雄
同上福原一〇六ノ二	樋 口 猛 敏
岩美郡米里村久末八九ノ二	米里村農業協同組合
八頭郡八上村天神原二五六ノ一	坂 本 春 美
東伯郡上中山村八重四九七	上中山村農業協同組合
同合人村方地九八二	伊 藤 壽 雄
西伯郡名和村名和九九	名和村農業協同組合
同所子村一七五	門 脇 礼 三

鳥取縣告示第六百二十五号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規
則第四條の規定により登録した次の公認集荷機關は願出
により登録を抹消した。

昭和二十四年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、登録番号	第二号
二、名称及び所在地	有限会社 丸 神 組
	代表者 石 指 貫 一
	鳥取縣西伯郡境町榮町五〇

鳥取縣告示第六百二十六号
度量衡法施行細則第四十八條により日野郡黒坂町、根雨

五、江尾町及び溝口町並びに東伯郡上井町、由良町、合人村、松崎村、東郷村及び花見村の度量衡器計量器第一種取締を次のように執行する。

昭和二十四年十一月十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

検査執行期日

検査区域

昭和二十四年十一月十五日 日野郡黒坂町全域

同 十六日 同 根雨町同

同 十七日 同 江尾町同

同 十八日 同 溝口町同

同 二十八日 東伯郡合人村同

記

郡名 町村名 大字名 字名

幡豆郡 福地村 菱池 壹丁 ようなほ 縄

同	二十九日	同	松崎村東郷村同
同	三十日	同	花見村同
同	十一月一日	同	上井町同
同	五日	同	由良町同

彙報

昭和二十四年十一月十一日

鳥取縣

一、名称及び境界変更について

(一) 愛知縣幡豆郡福地村並びに寺津町の次の区域を分けて同郡平坂町へ合併するためその町村境界を變更し昭和二十四年十一月十五日からこれを施行する。

地番 地目 地積

二八ノ三	同	反〇二三
同	同	同
四一ノ四	同	一〇二
一三六ノ一	同	〇〇二六
同	同	〇〇〇五
同	同	〇〇〇三
同	同	〇〇〇六
同	同	〇〇〇四
同	同	〇〇〇八
同	同	〇〇〇四
同	同	〇〇〇六
同	同	〇〇〇八

並びに以上の民有地先に接続する国有地道路歩

幡豆郡 福地村 ながなほ 長縄 道 とうとく 徳

計

同	同	〇〇一二
一三七ノ六	同	〇〇一三
一〇筆	同	四一七五〇
二筆	同	一〇〇
二筆	同	〇〇五
二筆	同	〇〇二五
二筆	同	〇〇〇五
二筆	同	〇〇〇一
二筆	同	〇〇〇二
二筆	同	〇〇〇一
二筆	同	〇〇〇三

並びに以上の民有地先に接続する国有地道路拾八歩溝渠壹畝五歩

幡豆郡 寺津町 とくなが 徳永 喜路

計

八ノ二	同	反〇〇二
一五ノ二	同	〇〇〇一
二筆	同	〇〇〇三

(二) 大分縣速見郡由布院町、北海部郡川添村、大野郡今市村、直入郡阿蘇野村を大分郡に、大野郡重岡村及び小野市村を南海部郡の区域に編入し昭和二十五年一月一日から施行する。

(三) 長野縣更科郡上山田村を上山田町とし昭和二十四年十一月三日から施行する。

(四) 昭和二十四年十一月五日から、土地区画整理施行のため、京都府綾部町の区域内において別紙(一)の通り字の区域の設置及び変更をする。

二、職印紛失について

(一) 栃木縣那須郡須賀川村では村長職印を九月三十日紛失したなお、十月十日以後は左記の職印を使用する旨通知があつた。

記

那須郡 須賀川 村長印

別紙(一)

町村名	地番	地目	附記
何鹿郡綾部町大字	一	宅	一二
綾部小字 庵ノ上	二	同	一三
同	三ノ一	同	一四
同	三ノ二	同	一四ノ三
同	四ノ一	同	一四ノ四
同	四ノ二	同	一八ノ一
同	四ノ三	同	一八
同	五	宅	一八ノ一
同	五ノ一	同	一九ノ一
同	五ノ二	同	一九ノ二
同	五ノ三	同	一九ノ三
同	六ノ二	同	二〇
同	七	同	二一ノ一
同	九	同	二一ノ二
同	九ノ一	同	二二
同	一一	同	六〇ノ一
同		同	二三

道路 内務省

同	二六	同	三五ノ二	同
同	一八ノ二	同	三五ノ三	同
同	二七ノ二	同	三七ノ一	同
同	二七ノ一	同	三七ノ二	同
同	二七ノ三	同	三七ノ三	同
同	二七ノ四	同	三七ノ四	同
同	二八	同	三七ノ五	同
同	二九	同	三七ノ六	同
同	三〇ノ一	同	三八	同
同	三〇ノ二	同	三九	同
同	三〇ノ三	同	三七ノ二	同
同	三一	同	四〇ノ七	同
同	三一ノ一	同	四〇ノ九	同
同	三一ノ二	同	四〇ノ一三	同
同	三二	同	四一	同
同	三五ノ一	同	四二ノ一	同
同	三四	同	四三ノ一	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二〇ノ八	二〇ノ七	二〇ノ六	一九ノ一	一四	一〇ノ三	九ノ三	九ノ一	一〇ノ一	二〇ノ三	二〇ノ一	一九ノ四	一八ノ二	一八ノ一	一七	一二	一一	一〇ノ二	同	同
同	畑	宅	同	同	畑	道路	宅	同	同	同	畑	宅	同	同	同	同	同	同	同
内務省																			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三七ノ一	三一ノ一四	三一ノ一三	三一ノ一〇	三一ノ一一	三一ノ一一	二四ノ九	二三ノ四	二三ノ三	二四ノ二	二三ノ五	二三ノ二	二三ノ二	二二ノ三	二〇ノ二	二〇ノ二	二〇ノ一〇	二〇ノ九	同	同
同	畑	同	宅	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五一ノ一	五〇ノ六	五〇ノ一	四九ノ一	四八ノ五	四八ノ一	四七ノ三	四七ノ一	四六ノ一	四五	四三	四四	四二	四一	四〇	三九	三八	三七ノ一	同	同
同	宅	同	畑	宅	同	同	同	同	畑	同	同	宅	同	同	同	同	同	同	同
ヤマヅカ 塚																			
七	六	五ノ三	四ノ一	三ノ一	五ノ二	五ノ一	三	二ノ一	二	一ノ五	一ノ一	一	五三ノ二	五三ノ一	五二	五一ノ二	五一ノ一	同	同
同	畑	道路	同	畑	宅	畑	宅	畑	同	同	同	同	同	同	宅	同	畑	同	同
内務省																			

同上	ウエマチ	三八ノ一	同
同		五四	用水路 綾部町有
同		三二ノ二	宅
同		三二ノ三	同
同		三三ノ三	畑

右の土地並びに之に介在する道路、水路、土揚場の区
域を以て何鹿郡綾部町大字 若松町を設置する
ワカマツチエウ

昭和二十四年十一月十一日印刷
昭和二十四年十一月十一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

発行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷

印刷

鳥取縣